

# 御船町農業委員会会議録

※当議事録は公開用として個人情報保護条例等の規定により、  
個人情報を削除したものを掲載しております。  
また、一部要約等を行い掲載しております。

令和5年4月10日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和5年4月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月10日(月) 13時30分～14時57分

2. 場 所 保健センター 2階 研修室

3. 農業委員 (14名)

会 長 1番 富田 早苗

会長職務代理者 2番 荒木 義一

委 員 3番 坂本 保男 委 員 9番 徳永 廣敏

委 員 4番 野田 孝光 委 員 10番 渡邊 義高

委 員 5番 藤岡 雅子 委 員 11番 芥川 誠

委 員 6番 大西 敬一 委 員 12番 福島 則義

委 員 7番 森田 優二 委 員 13番 竹崎 幸雄

委 員 8番 池田 賢治 委 員 14番 吉田 敏郎

欠席者 7番 森田 優二 11番 芥川 誠

最適化推進委員 9名

4. 議事日程

1 開会

2 会長挨拶

3 議事録署名委員の指名

4 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

5 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について

6 議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条について

7 議案第17号 前年度事業実績及び今年度事業計画(案)について

8 議案第18号 農地法第25条(和解の仲介)について

9 報告第11号 「耕作証明書」発行について

10 報告第12号 非農地判断について

5. 農業委員会事務局職員

課 長 井上 辰弥 課長補佐 松崎 邦寿

主 査 前川 俊司 主 査 松永 ちえ

事務局 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので始めさせていただきます。審議に入る前に総会の成立宣言をいたします。本日は、

7 番 森田委員、11 番 芥川委員から欠席の連絡を受けております。欠席者 2 名ということで、御船町農業委員会会議規則第 6 条により、過半数以上の出席をいただいておりますので、本総会が成立することを宣言いたします。また、農地利用最適化推進委員 9 名のご出席をいただいております。ありがとうございます。それではただいまより、4 月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第 4 条により富田会長よろしく申し上げます。

議長 はい、こんにちは。新年度第 1 回目の総会ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、本日の議事録署名委員を、8 番 池田委員、9 番 徳永委員よろしくお願ひいたします。それでは、議案第 14 号を提案いたします。事務局の説明をお願ひいたします。

事務局 議案書の 1 ページをお願ひします。  
《議案第 14 号を説明》

議長 はい、ありがとうございます。それでは、申請番号①番池田委員説明をお願ひします。

8 番 3 月 29 日に現地の確認を森田委員と永本委員と事務局で行いました。資料は 4 ページ、6 ページをご覧ください。場所は 445 号バイパス、今城の入口から大きな交差点がありますけど、農免道路から曲がった角の所になります。とても見やすい所があります。写真を見ると、ジャガイモの作付けがされていましたが、ここは、毎年親子間の耕作ということで、今回の申請に至りました。3 ページの調査書をご覧ください。第 2 項の要件はすべて充たしており、何ら問題なく許可相当と判断しております。皆様の審議をよろしくお願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございます。親子間の譲渡ということですね。ご質問・ご意見はございませんか。無いようでしたら許可相当と思われる方の挙手をお願ひいたします。

全委員 (全員挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。はい、続きまして、申請番号②番、担当の徳永委員説明をお願ひいたします。

9 番 はい、わかりました。3 月 28 日に、川地推進委員と事務局といつもの代理人で現地確認を行いました。場所は、8 ページの

場所は分かりにくいかと思いますが、以前申請していた場所の近くになります。位置的には陣になりますけど、2筆ございまして、1筆は、〇〇さん（譲渡人①）で、もう1筆が〇〇さん（譲渡人②）でございます。分かりやすい方から言いますと、写真が10ページになります。この写真を横にしまして、左上の方にちょこんと飛び出たところがありますが、今回の申請人の土地がありまして、そこが侵入口になるのですが、譲渡人の入り口が無い土地になります。最初は話がなかなかつかないのですが、今回話がまとまりまして3条の所有権移転の話になりました。最初の1筆目になりますけど、陣の民家の近くになりますけど、この写真は9ページになります。この前ちょっと曰く付きで申請前にジャガイモが植えている場所の近くになります。これに関しましては、11ページに譲渡人から申請人に向けた同意書が付いております。これについては、事務局から説明をお願いします。

事務局 これについては、先月か先々に同様の案件がありましたけど、その時に会長からこのような案件の時には始末書を書いてもらったかどうかということがありましたので、申請書を提出される際に、相手の代理人から同意書という形で提出されました。以上です。

9 番 ありがとうございます。そういうことで、ここに書いてありますように、場所的に続きの場所になりますので、先に相手方から許可をもらっているということで、今回こちらについておりますので、これでよかったのかなと思っております。7ページの第2項の内容には合致しております。かなり広い土地を所有し、ジャガイモや野菜を作られる計画が出ております。2筆ともいいだろうとのことで許可を致したいと思いますが、皆様のご意見・審議をよろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、只今のご説明に対してご質問・ご意見はございませんか。なら、私の方からこれ同意書で地主から新しい地主に対していいですよという書類ではないですか。だからジャガイモを植えていいですよ。これは農業委員会としては、申請が出て、諮って許可が出てから何でもしなくちゃいけないじゃないんですか。個人同士の相対でいいですよ、悪いですよと、こんな書類が出たからいいですよ。そこまで目くじらを立てて言うことではないですよ、実際は。

正式な手続きとしてするのが当たり前でしょうね。前回、私が言ったのは、ここで審議する前に相対で植え付けをしている、うちに対して、農業委員会に対して、申請人が始末書をつけて申請するのが本来することじゃないんでしょうか。皆さんどう思いますか、おかしいですか。だからって、今回の申請を差し戻して出し直せとは言いませんよ。今度もし、こういったことがあった場合は、今回の申請では許可できないんじゃないでしょうか。あんまり細々言っているように聞こえるかもしれませんが・・・

事務局 今回は、同意書が申請者から提出されたのですが、今後は始末書案件として対応したいと思います。次回からは、再度指導を徹底して今後無いようにはしますが、始末書案件に変更して相手から提出させて農業委員会総会で諮りたいと思います。

議長 始末書としても、今まで通り大した効力がないんですが、こんなことは言わないでほしいのですが、ここ何十年も、始末書ということで来ているので、このところは、申請者として、正してもらわないといけないのではないのでしょうか。皆さんはどうお考えでしょうか。ということで改めてご質問・ご意見はございませんか。無いようでしたら許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

全委員 (全員挙手)

議長 では、全員賛成で許可といたします。すいませんが、この道(申請地番(〇〇番))は何ですか。

9番議長 この裏は山になっている。この先が土手になっている。これは里道かなんかになっているのですか。この道みたいになっているのは。小さい道からずーっとつながっているのは。これは、道じゃないと。

9番議長 すいません、〇〇番ですか。

議長 〇〇番の方に、地図ではずーっと細か道が行つとるじゃないですか。これは道ですか。

9番議長 これは、里道の跡ですね。この先は山になつてる。

事務局 申請人は、この外は里道になつてる。

事務局 この道は、里道の道は、本来であれば、農地に該当すると思うのですが、実際に申請人から話を聞いたところ、法面にあたる。今は。地籍のほうでは、確認したところ、大体法面にあたります。今回のこれが買い上げられたということです。

議 長  
事務局

そうなりや、これは畔たい。  
現存の地籍調査の結果では、現存の里道については、法面にあたる。杭も何遍も打ってありますので、ここをどうにかしないと、入る道もないということで。今回、交渉によって申請に至っていると。

議 長  
事務局

ここには土場は打ってあると、写真を見る限りは。そこまでだったです。段違いで下にいっている。入口は、さっき9番が言われたように、奥からあったんですが、その入り道が法面になっていたものですから、実際は谷になっとったところですよ。

議 長  
事務局

実際は、よくあることだね。  
議長が言われたように、左側の方は、また購入の方はあっていないようです。地籍調査の字図から見た限りでは。

議 長  
9 番

法面から町道までは、民間と民間の方であるわけですか。すべてかと言えば語弊がありますが、白い場所はほとんど。上の方に1件だけ家がありますけど、そのところに〇〇番のところに、この間1件申請がありましたよね。

議 長

あとは、ほとんど合わせて2町5反位あるんでしょうかね。  
はい、わかりました。それでは、申請番号③番また9番徳永委員説明をお願いします。

9 番

それでは、12ページから14ページにありますが、今度は陣にあります〇〇(申請人)から譲受人が3条で所有権移転を提出されています。こちらに写真がありますが、これは、田んぼになります。場所的には、14ページの県道嘉島甲佐線の、逆に見た方が分かりやすいかもしれませんが、下の方が、芝原というところで甲佐町です。それから交差点、上の方が大体、陣の圃場があるところです。申請人と言いますと、やまいでの方になります。左上の家がある集落は陣になります。そこで土地を見てみますと、分かりますが、15ページになりますが、大体1反ずらっと並んでおりますが、大体4筆ありますが、1反ものが2筆並んだような形状のところになります。ここは、沼間口というところで、今度、申請が上がったところになりますが、現在は見てのとおり麦が植わっております。現在麦を作っている人がおりますけど、今度は所有者が変わりますので、今度は麦かジャガイモかそういう風になるかと思いますが、スムーズに所有権移転をされておりますので、第2項についても

さっきと一緒にですので何ら問題はないと思われます。皆さんのご審議をお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。これ結局は、申請人が前の申請のあったところが見えているわけでしょ。右のほう。道が途中でなくなっているのがね。土手の下ということですね。

9 番 村から大分離れたところということですね。

議 長 場所的には。コンビニから斜めに入ったところあたりですね。

9 番 コンビニから斜めに入ったところですよ。

議 長 それでは、ご質問・ご意見ございませぬか。はい、それでは許可相当と思われる方の挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 ありがとうございます。はい、全員賛成で許可とします。続きまして申請番号④番担当の福島委員説明をよろしくをお願いします。

12 番 はい、3月29日に事務局と田中推進委員と現地を確認しました。場所につきましては、18ページですね。国道445号のバイパスを〇〇に向かって今城の御船の方面に向かって町の浄水センターに向かって浄水センターのすぐ近くですけども、その田んぼということになります。写真につきましては、19ページにあります。今は、現地は草が生えているのですが、稲作を行いたいということですよ。第2項の必要事項については、全てOKでございますので、何ら問題はないというふうに判断いたします。皆さんの審議をお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、ご質問・ご意見どなたかありませんか。

3 番 すいませぬ、これの件とは、違ふんですが、個人情報に関係もあると思うんですが、例えば、購入者の年齢なんかを教えてくださいませぬか。

12 番 年齢を言っただいいか分かりませぬけど、〇〇さん(譲渡人)は既に90歳ということよ、実際、耕作はできぬということよ、〇〇さん(譲受人)に譲るというのが今回であります。

議 長 3番、年齢は、何故に必要ですか。

3 番 同じ農業者として、いくつくらい方が農地を購入されるのかなと思っただすね。その辺の関心はあるもんですから。

12 番 今回についても、本人がどうもこうもいかんということよから。

- 議 長 すぐそばに植えようとしようとしているのか。ほかにご質問・ご意見ございますか。何かございませんか。
- 8 番 ありません。
- 議 長 はい、それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
- 全委員 (全員挙手)
- 議 長 ありがとうございます。はい、それでは全員賛成で許可相当といたします。続きまして、申請番号 5 番担当の野田委員説明をお願いします。
- 4 番 はい、3 月 30 日に事務局と上田推進委員と現地を見に行きました。現地は、22 ページになります。青い線が益城矢部線です。平坦と比べると分かりづらいと思いますけど、1 ページに町全図がありますけど、町から 17km ほど吉無田方面に上ったところで三間伏という部落があります、その中の一画です。三間伏の部落に入って、前は〇〇商店という店がありましたけど、そこから坂上の方に上ったところです。写真は 23 ページになりますけど、現状は、きれいにしておられます。〇〇さん(譲渡人)から〇〇さん(譲受人)に農地があるので買ってくれないかと相談したところ、買ってもいいよということで今回の 3 条申請になりました。21 ページの第 2 項については何ら問題ないので、皆様のご審議をよろしくお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。
- 2 番 ここで、許可するとは構わないけど、山都町市原というなら、だいぶ遠いところから作りこらすとだろか。
- 4 番 〇〇さん(譲受人)は、吉無田やら干無田の方面でキャベツを作りに来ています。
- 2 番 それじゃこれだけじゃないとか。
- 4 番 そのツテで、今回〇〇さん(譲受人)の方に話がいったようです。
- 議 長 それで、今回は、もともと〇〇さん(譲受人)が作りよらしたわけじゃないとですね。
- 4 番 そもそも、所有者も年で耕作ができないですから、違う人に協力をお願いしてたところです。なかなか見つからなくて、最終的に今回は〇〇さん(譲受人)になったんですよ。
- 議 長 猪とか鹿とかの被害はないんですか。もちろんあるでしょ。
- 4 番 もちろんありますよ。杭などをして包囲しております。でないとまず普通にしとるとやられてしまう。

議 長 今まで、ここは米かなんか。  
4 番 ○○（譲受人）氏は、出来ればここにキャベツを植えるかもし  
れないし、あとは○○（譲受人）さんの考えがあるので。  
議 長 なかなか微妙にまざっていますね。  
4 番 山間部はほとんどこういうところですよ。  
議 長 ほとんど仕事がしよかごつですね。  
4 番 平坦のように土地が真四角にはなっていませんが、山間部では、  
結構。  
9 番 キャベツは猪とか食べないんですか。  
4 番 キャベツの耕作しているところは、あんまり被害が出ていない  
ようですが、  
議 長 稲の被害のように引っこ抜いたりせんと。  
4 番 せんごたる。あんまり電柵とかは見ないですね。  
議 長 鹿もおっと。  
4 番 鹿もおります。  
2 番 鹿も 2メートルくらい。  
議 長 柵したっちゃ。  
4 番 去年も鹿が出てきて、畔べたに 2 株から 3 株くらいは、ある  
程度こんくらいになったら、上の方だけを食ってしまう。  
議 長 野菜は、稲は。  
4 番 . . . .  
議 長 他に、ご質問・ご意見はございませんか。  
全委員 （ありません）  
議 長 ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいた  
します。  
全委員 （全員挙手）  
議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。  
続きまして、議案第 15 号を提案いたします。事務局の説明を  
お願いいたします。  
事務局 議案書の 4 ページをお願いします。  
《議案第 15 号を説明》  
議 長 はい、ありがとうございました。それでは、申請番号①番私の  
担当ですので、説明いたします。  
1 番 場所はというと、小坂小学校の方から西の方の万ヶ瀬という方  
向に向かったところがございます。左側になります。この地図

で見ると、申請地と書いているラインに白地になっていますが、これは、古い地図でしょう。この辺の家が建って、この赤い申請地しか農地が残っていない。ですから、この辺に家を建てても何の影響もないということです。今回の申請になっております。これは譲受人の貸人の娘婿になります。親子間の申請になります。一般基準の1番から10番までは何ら問題ありません。総合判断も許可相当ということになっております。皆様のご質問・ご意見を申し上げます。ありませんでしょうか。ありません。

全委員  
議長  
全委員  
議長

それでは許可相当と思われる方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成で許可といたします。では、続きまして申請番号2番福島委員、説明をお願いします。

12番

はい、3月29日に田中推進委員と事務局と現地の確認を行いました。最初に場所の説明をします。34ページをお開きください。ホームセンターの国道443号を益城方面に行きましてホームセンターの東側、反対側の農地の一部になります。県道の田代御船線がホームセンターのすぐ横から吉無田の方に上っていくのですが、その一部のその辺の付近の土地について1筆の371㎡のうち10㎡を申請です。これにつきましては、1月に同様の申請が出ています。看板の申請です。これは、今日終わってから見ていただく土地の一部になります。写真があるのですが、35ページにあるのですが、今日、皆さんの手元にある資料を、ここの右のほうに白いものの三角に見えるものが、これが1月に許可した看板になります。結局、道路に並行して看板が設置しているものですから、よく見えないということでもないので、益城から来た時の交差点に設置しておくとうまく見えるだろうということで、ちょうど交差点ですし、交通の支障がならないところになっておりますので、この位置に立て看板を設置したいということでございます。一般基準の1から10までの必要事項については、該当する事項については、全て適当となっております。総合判断として許可相当ということになっておりますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長  
12番

はい、ありがとうございました。

ちょうど、この写真の端の方に、あれがあって、携帯の中継局。

議 長 ところで、今回の買収の話あった敷地ですか。  
12 番 そうです。入っています。  
議 長 ということは、道を跨いでいるということ。その真ん中の道を  
跨いでいるということですか。ホームセンターの真ん前とその  
道を跨いで。  
12 番 はい、今日行っていただきますと分かりますが、道路がある、  
用水路がある、排水路がある、そういう範囲になっています。  
議 長 なら付け替えですか。  
12 番 はい。  
議 長 他にご質問・ご意見はございませんか。それでは、許可相当と  
思われる方の挙手をお願いします。  
全委員 (全員挙手)  
議 長 はい、それでは、全員賛成とのことで許可相当といたします。  
それでは、続きまして議案第 16 号を提案いたします。事務局  
に説明をお願いいたします。  
事務局 議案書の 6 ページをお願いします。  
《議案第 16 号を説明》  
  
議 長 はい、ただいま、事務局の説明に承認についてご意見ございま  
せんでしょうか。  
3 番 すいません、知らんで申し訳ないですが、面積が載っています  
ね、水田にしろ、畑にしろ、水田は今、水田の基本台帳、営農  
計画書を書いとるばってんが、水張りで算定されますよね。農  
業委員会が出てくるのは、畑なんかは、水張面積は、なかけん  
が。  
事務局 事務局から報告します。今、坂本委員からありましたが、今回  
こちらに載せているのは、あくまで公簿上の面積です。登記上  
の面積です。水張面積につきましては、再生協議会では使いま  
すが、町の農業委員会に関しましては、あくまで登記上の関係  
で公簿上の面積を活用しています。  
3 番 はい、わかりました。  
議 長 はい、いいですか。それでは、只今の事務局の説明で了解いた  
だける方の挙手をお願いします。  
全委員 (全員挙手)  
議 長 はい、ありがとうございます。それでは、続きまして、議案第  
17 号を提案します。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、それでは 11 ページをご覧ください。  
《議案第 17 号を説明》

議 長 あの、事業計画の最後のページになりますが、たしか 11 月頃 2 泊 3 日の皆さん積立をしていらっしゃるの、研修旅行を計画しておりますので、また、皆様方のどちら方面に行きたいかの日程調整をしながら皆さんを呼んでいきたいと思っています。まずは、場所をね、どこに行きたいかのアンケートを取って、ある程度の地区に絞って行きたいと思います。皆様のご協力をよろしくお願いします。これ先ほど事務局からありましたけど、町の研修ですね、県内と書いてあるのを、九州内に変更とのことですが、これは、予定では 9 月頃になっておりますが、皆さん 9 月頃でいいですか。この前は、寒い時期に別府に行った、あれ何年くらいだったかな、この前も 9 月か 10 月くらいだったですかね。こちらについても、皆さんと相談しながら決定したいと思います。それでは、事務局の説明に賛同いただける方の挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。それでは承認といたします。続きまして、議案第 18 号事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、15 ページをご覧ください。  
《議案第 18 号を説明》

議 長 はい、ありがとうございました。これ、担当農業委員を、成立してからじゃなかつや。結論が決まっていないうちから立ち会わなんと。

事務局 まず、最初は、最終的な所で、前の段階のところで相手の言い分を聞いて、

議 長 最初は、前のところで、何回かやり取りして、個別の対応をして、最終的に農業委員会に諮る前に、委員が立ち会わなんて聞いたんだが。

事務局 まず、会長（議長）が言われた通り、何度か寄って、和解の仲介にあげて、その結果を農業委員会の総会に諮って、また、最終的に本人たちに結果を通知する。

議 長 うちで審議時には、もう話がついっと時に審議するわけだろ。  
事務局 報告する時には、前言われた通りある程度決まっているのです

が、総会に諮ってこれを・・・

議 長 そのために最後に担当農業委員に見てもらわなんと。また、今回も見てもらわないと。折角、暇暮らしたのに何もならんと。

5 番 もしかしたら、申立人が、前回の仲介委員と代わってほしいと言われるんじゃないか。

事務局 多分そこまではないんじゃないかと。県が入るということで了解をもらった。

2 番 最後の最後に、和解の仲介で協議が不十分ということなら、十分になるまで農業委員会は口出されんわけですか。

議 長 申請者同士が協議不十分ということになっている。結局は。いつ、仲介を止めていいかはわからないですよ。担当の農業委員さんはずっと付いてかなくていいですよ。事務局が対応しますので。最後でよかよ、話が見えてからで。

事務局 先ほど言われた通り、早急に対応したいと。

議 長 ばってん、申請書から、仲介委員を代えてくれとは言われてないからね。

事務局 基本的に今回は、前回協議を打ち切っているから再度、和解の仲介をしていただくことになったと

議 長 乗り掛かった舟だから最後までしてもらおうことに、今回も前回と同じ委員ということで。

担当委員 (はい)

議 長 はい。それでは、事務局の説明に対して、承認していただける方の挙手をお願いいたします。

全委員 (全員挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成で承認いたします。続きまして、報告を続いて事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書の 16 ページをお願いします。  
《報告第 11 号を説明》  
それでは、18 ページご覧ください。  
《報告第 12 号を説明》

議 長 ここに配布している資料とか説明しないでよかつか。各々ご覧ください。農業者年金の資料とか、基盤法の改正とかありますので、中身は眺めておいてください。はい、それで、本日の議事はこれで終了いたします。その他で説明があれば、事務局から。

事務局  
議長

《配布資料等の説明》

はい、それでは、以上です。ありがとうございました。

上記の顛末を記載し相違なきことを  
証明するためにここに署名する。

8 番

印

9 番

印